

令和7年度 化学物質管理に関する説明会

# 化学物質の法規制等に関する説明会

令和8年2月  
帯広労働基準監督署

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## はじめに

化学物質関連の告示や通達等 →



# 化学物質って何？

# こんな製品使っていませんか？

- 接着剤、シール剤
- 吸着剤
- 芳香剤、消臭剤
- **凍結防止剤**
- 合金
- 消毒剤、害虫駆除剤
- コーティング、**塗料**、うすめ液、ペイントリムーバー
- 充填剤、しっくい、粘土
- 爆薬
- **肥料**
- **燃料**
- 表面処理剤（めっき処理剤）
- 熱媒
- 油圧液
- **インク、トナー**
- pH調整剤、凝集剤、沈降剤、中和剤



- 実験用化学物質
- 染色剤、仕上げ剤
- **潤滑剤、グリース、剥離剤**
- 植物保護剤
- 化学薬品
- 写真現像等に使用する薬品
- 研磨剤、コンパウンド
- 漂白剤
- **洗濯用洗剤、洗浄剤**
- 硬水軟水化剤
- 水処理用化学製品
- 溶接剤、はんだ付け製品（フラックスコーティングまたはフラックスコアを含む）、フラックス製品
- 抽出剤
- **防さび剤**
- 発泡剤

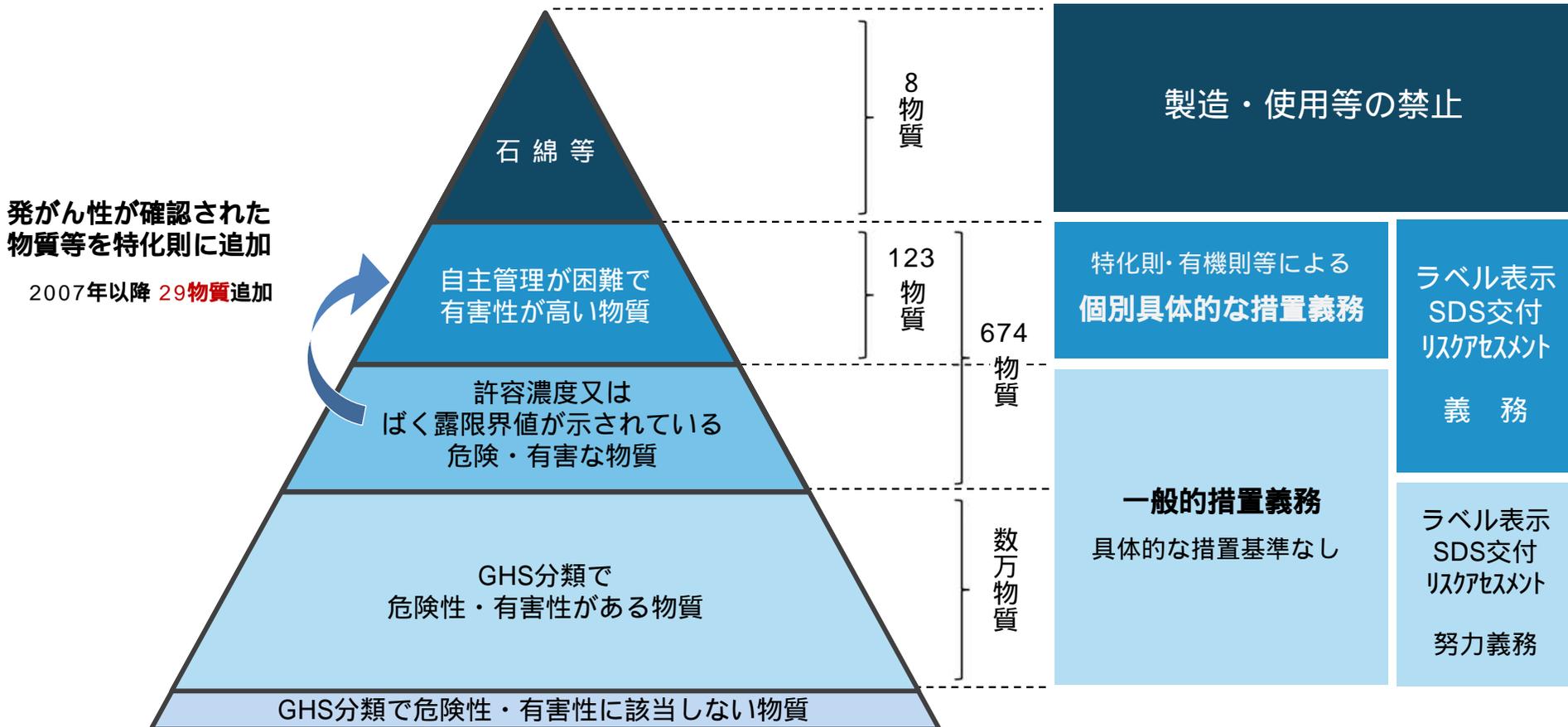


# こんな作業していませんか？

- 化学物質の合成、調合、混合
- カレンダー加工
- 染色
- 散布
- 印刷、現像
- スプレー剤の使用**（空中分散、表面コーティング、接着、つや出し、洗浄、吹き付け等のための噴霧）
- 化学物質を用いた**洗浄、清掃、漂白、消毒、駆除**
- 化学物質の移し替え、充填、計量、サンプリング
- ローリング（圧延）
- ブラッシング
- 発泡樹脂製造（発泡処理）
- 浸漬処理
- 圧縮成形、押し出し成形、ペレット化等を含む成形作業
- 油分の塗布、塗り込み**
- 塗装/塗膜の剥離
- 化学物質を用いた修理修復やメンテナンス
- 製品の切断**、冷間圧延、組み立て/分解
- 鑄造、溶融固体の使用
- 熱間圧延、加熱形成、研削、機械的切断、掘削、研磨
- 溶接、はんだ付け**、切削、ろう付け、フレーム切断
- 金属粉製造
- 化学物質を使用した実験

**これまで管理の対象ではなかった  
製品の管理が必要になりました。**

# いままでの化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）



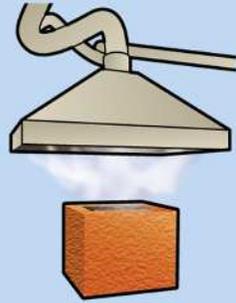
- 有害性の高い物質に対し、法令で個別具体的な措置義務を規定（特化則や有機則）
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- 規制されていなかった物質が措置義務対象に追加されると、規制外の物質に変更 労働衛生対策不十分によりばく露して労働災害発生といった状況

# いままでの化学物質規制の仕組み（個別具体的規制を中心とする規制）

**保護具の使用  
作業の記録の  
保存など**



**発散源対策**



- ・密閉設備
- ・局所排気装置
- ・プッシュプル等

**作業環境管理重視**

- ・局所排気装置等の性能
- ・作業環境測定管理区分

などの規制により良好な作業環境を確保。

**作業環境測定**



- 有機溶剤（約50種）**
- 特定化学物質（約70種）**
- 鉛、四アルキル鉛**

**掲示**



エチルベンゼン  
C<sub>8</sub>H<sub>10</sub>

有機溶剤等使用の注意事項  
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用  
主な症状  
(1)頭痛  
(2)けん怠感  
(3)めまい  
(4)黄斑  
(5)肝臓障害

取扱以上の  
は、必ずふた  
蓋を必要のある  
容器を作業場  
の出入  
口に貼る

第一種有機溶剤  
第二種有機溶剤  
第三種有機溶剤

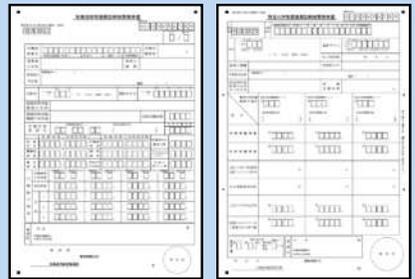
**作業主任者の選任**



**有機溶剤 作業主任者の職務**

**特定化学物質 作業主任者の職務**

**特殊健康診断**



# 新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物 (674物質 903物質 2,316物質)

## リスクアセスメントの実施

### リスクアセスメント対象物健康診断

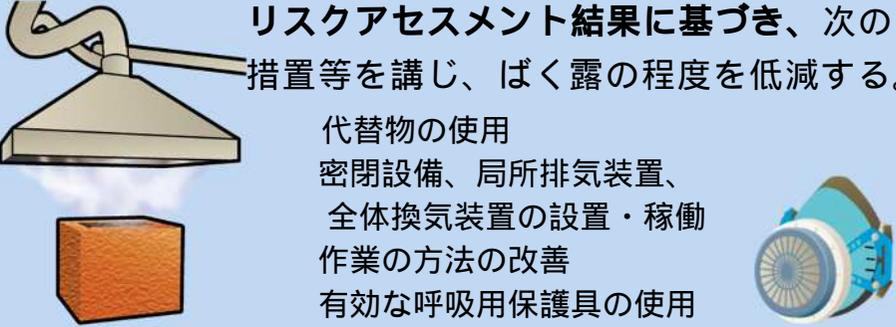
リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき  
濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- 代替物の使用
- 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- 作業の方法の改善
- 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### 労働者の意見聴取

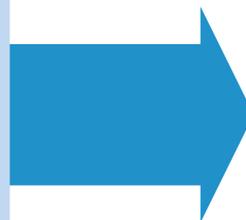
ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。  
講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# 新たに施行された化学物質対策について

- リスクアセスメントの実施 20P参照
- ばく露低減措置
- 化学物質災害の発生時対応
- 記録、保存、周知
- 労働者への教育
- 保護具着用管理責任者との連携



## 化学物質管理者

を選任して事業に関わる化学物質の自主的管理を行う。

化学物質管理者は、**事業場で行うこと**に応じて講習を受ける必要があります。



リスクアセスメント対象物を**製造する**事業場 . . . . . 講義：9時間 実習：3時間

上記以外の事業場 . . . . . 講義：6時間

# 化学物質管理の最新の動き

1. 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける（公布後5年以内に政令で定める日に施行）
2. 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める（代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない）（令和8年4月1日施行）
3. 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適正な実施の担保を図る（令和8年10月1日施行）
  - リスクアセスメント対象物は現時点で**2,316物質**が指定されており、今後（令和8年4月、令和9年4月）も追加される。
  - 濃度基準値設定物質は、令和7年10月時点で、**176物質**となっている。
  - 皮膚等障害化学物質は、令和7年7月時点で、**1,150物質**となっている。

# 1

## 労働災害の動向について

# 労働災害発生状況（帯広署、令和8年1月末時点）

	令和5年		令和6年		令和7年	
全業種	7	590	6	555	8	506
	583		549		498	
製造業	0	85	1	85	1	79
	85		84		78	

死亡	死亡 + 休業
休業	

- 死傷災害（死亡災害と休業災害の合計）は年々減少している。
- 死亡災害は8件と、直近2年間と比較して増加している
- 令和7年の製造業の死亡災害は溺れによる災害であった。
- 直近3年間で化学物質等による災害は9件発生している。

# 労働災害発生状況（帯広署、令和8年1月末時点）

- 作業を中断する際、機械の掃除を行う際は機械を停止しましょう。
- 死傷災害事例についてHPに掲載していますのでご確認ください。



## 警戒！死亡労働災害多発

令和7年5月下旬、6月下旬に、死亡労働災害が新たに2件発生しました。そのため、十勝管内で発生した令和7年の死亡労働者数は6月末時点で5人となり、前年の同時期（1人）に比べ4人増加となりました。

### 災害1 ブル・ドーザーの誤操作

建築工事の基礎工事で、被災者はブル・ドーザーによる盛土の敷き均し作業を行っていたが、ブル・ドーザーを停止させ、履帯の上に立ち姿勢を変えたところ、ブル・ドーザーが前進したため、履帯上で転倒し、地面に墜落したもので、災害発生時、エンジンは稼働しており、安全レバーも作動していなかった。

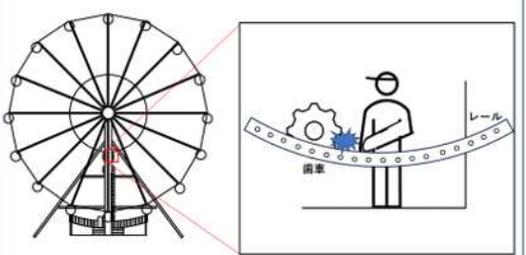


### 同種災害撲滅のために

- 運転席から離れる際は、エンジンを停止し、安全レバーを下げる等の逸走を防止する措置を講じること。
- 車両系建設機械を運転、操作する場合は、技能講習（機体重量3トン以上）、特別教育（3トン未満）を修了すること。また、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針第1号）」に基づき、概ね5年毎に再教育を受けるよう努めること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。

### 災害2 歯車への巻き込まれ

被災者は、観覧車の点検台（地上から約1.2メートル）の上で、観覧車を運転した状態で、動力を受けるレールに注油作業をしていたところ、動力を伝達する歯車と内輪との間に左胸から左腕を挟まれ、死亡したもので、



### 同種災害撲滅のために

- 機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う際は、機械の運転を停止すること。
- 機械の停止が困難な作業の場合は、
  - ① 挟まれ、巻き込まれる危険のある箇所に覆い等を設けること。
  - ② 操作しやすい位置に非常停止装置を設置すること。
- 作業者と機械の所有者や管理担当者との間で危険源についての情報を共有し、具体的な安全措置・対策の担当者を決めて改善すること。
- 作業計画を策定し、作業方法、作業手順を定めて、関係労働者に周知徹底すること。
- 安全対策を有効にするため、必要に応じて、2人以上で確実な連携をとって作業に従事すること。例）作業する対象（本件では歯車）と操作盤（本件では地上の操作室）が離れている場合等において、適切な合図により稼働と停止をして、調整作業を行う。

その他労働災害防止対策等については、帯広監督署HP及び北海道労働局HP、リーフレット等をご確認ください。

労務管理、安全衛生情報を随時掲載！  
 帯広労働基準監督署からのお知らせ

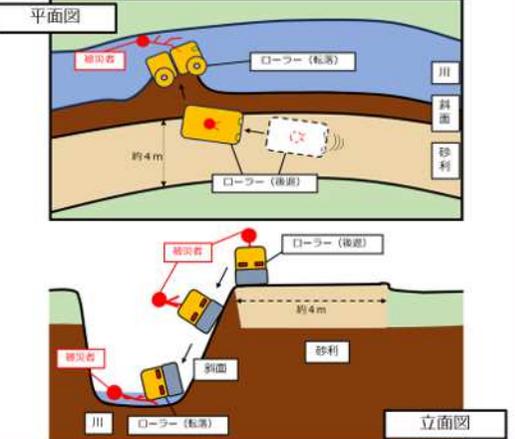
## 十勝から死亡労働災害をなくしましょう

令和7年8月、十勝管内土木工事現場において、車両系建設機械の転落による死亡労働災害が発生しました。

令和6年に帯広労働基準監督管内で発生した死亡労働災害が6件（内、建設業2件）であるところ、令和7年に発生した死亡労働災害は既に6件（内、建設業は4件）となっており、死亡労働災害の撲滅が急務となっています。

### 災害概要

被災者は、専用のローラーを運転し、道幅約4メートルの砂利道の転圧作業を行っていたところ、砂利道の路肩からローラーごと転落し、約3.4メートル下の川まで投げ出されたもので、



厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署  
 〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎  
 TEL (0155) 97-1244 (安全衛生課)

### 作業における注意事項

車両系建設機械には、締固め用機械（ローラー等）のほか、整地・運搬・積み込み用機械（トラクター・ショベル等）、掘削用機械（ドラグ・ショベル等）、基礎工用機械（くい打機等）、コンクリート打設用機械、解体用機械があります。これらを用いて作業を行うとき、運転者や周囲の作業者の安全のため、法令に基づく措置を講じる必要があります。

1. 作業計画を作成しましょう！（安衛則第154条、155条）  
 事業者は、機械の転落や地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ地形・地質の状態等を調査し、その結果を記録する必要があります。また、当該調査の結果に適用する作業計画を定め、法定の事項等を示す必要があります。

法定事項  
 ・使用する機械の種類及び能力  
 ・運行経路  
 ・作業の方法

法定以外の事項（一例）  
 ・運行可能箇所の明示方法（リレード等）  
 ・歩行者の歩行可能位置  
 ・合図の方法（無線・ホイッスル等）

2. 転落等の防止措置を講じましょう！（安衛則第157条第1項）  
 事業者は、機械の転落等による危険を防止するため、「路肩の崩壊防止」「地盤の不均沈下防止」「必要な幅員の確保」を行う必要があります。

3. 誘導員を配置しましょう！（安衛則第157条第2項）  
 事業者は、機械の転落等による危険の防止のため、誘導員を配置してそれに誘導を行わせるか、設定等が適正に行われたガードレールや標識の設置を行う必要があります。

Check! 運転者は誘導員の誘導に従うよう、法令上定められています！  
 安衛則第157条第3項（註特）：車両系建設機械の運転者は、誘導員が行う転落等の防止等の誘導に従わなければならない。

リスクアセスメントを実施しましょう  
 労働災害防止のため、法令に基づく措置を講じるほか、リスクアセスメントを実施することが重要かつ効果的です。職場のあんげんサイトHPの実施支援システムの活用や、独自様式を用いた実施をご検討ください。

参考資料をダウンロード！  
 労務管理、安全衛生情報を随時掲載！  
 帯広労働基準監督署からのお知らせ

厚生労働省・北海道労働局・帯広労働基準監督署  
 〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎  
 TEL (0155) 97-1244 (安全衛生課)

# 化学物質に係る労働災害発生状況（全国）

## 接触

- フライヤーの油洗浄をするため、薬品をスポンジに浸してこすって汚れを落とす作業をしていたところ、手袋着用のみで腕カバーをつけていなかったため、薬品が袖口から腕に伝わり火傷した。
- 午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70 リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで 100cc 入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。
- 工場内で、ドラム缶から薬品（硝酸）をポンプで移していたところ、ポンプのゴムホースに小さな穴が開いており漏れた。両足の太もも辺りに火傷を負った。

## 中毒

- 床補修工事において、換気が不十分な状態でエンジン研磨機を使用したため、一酸化炭素中毒となった。
- 厨房で料理の仕込みのために、ガスコンロを 3 口使用したところ、ガスコンロの隣に置いてある**カセットガス**が爆発した。
- 作業場構内において、ガス溶断器を使用してドラム缶の天板を溶断しようとしたところ、当該ドラム缶が爆発した。

## 爆発



## — 新たな化学物質対策について



# 新たに施行された化学物質対策について

リスクアセスメント対象物 (674物質 903物質 2,316物質)

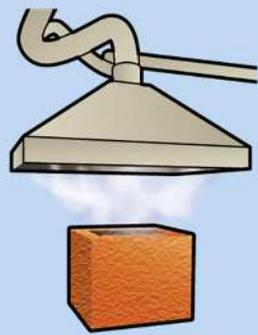
## リスクアセスメントの実施

### リスクアセスメント対象物健康診断

リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき  
濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### ばく露の低減



リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- 代替物の使用
- 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- 作業の方法の改善
- 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### 労働者の意見聴取

ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# 新たに施行された化学物質対策について

## リスクアセスメント対象物 (674物質 903物質 2,316物質)

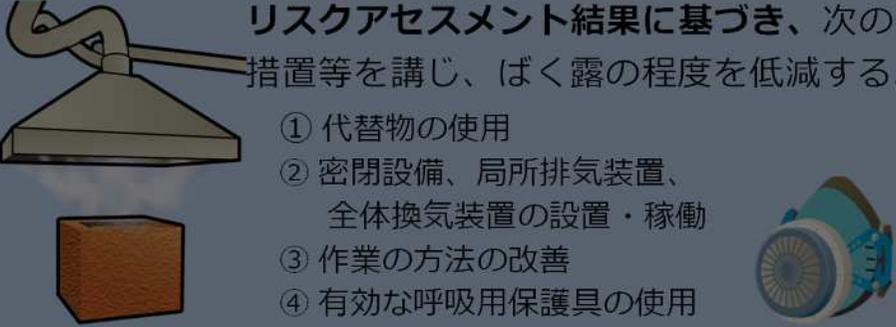
### リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

#### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。

- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

#### リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

#### 労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

#### 作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# リスクアセスメントの対象となるもの

ラベル表示対象物 = 通知対象物 = リスクアセスメント対象物



## ● ラベル表示例



- ただし、主として「一般消費者の生活の用に与するためのもの」についてはこの限りではない。

例) 医薬品、農薬、その他一般家庭消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。

# リスクアセスメント対象物質等（令和7年4月1日施行）

## ラベル表示対象物（安衛法第57条） 2,316物質

- 譲渡・提供する際に、容器・包装にラベル表示をしなければならない物質



## 通知対象物（安衛法第57条の2） 2,316物質

- 譲渡・提供する際に、相手方にSDSの交付等をしなければならない物質

## リスクアセスメント対象物（安衛法第57条の3） 2,316物質

- リスクアセスメントを行わなければならない物質



### SDSの記載内容

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報   | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約    | 10. 安定性及び反応性  |
| 3. 組成及び成分情報    | 11. 有害性情報     |
| 4. 応急措置        | 12. 環境影響情報    |
| 5. 火災時の措置      | 13. 廃棄上の注意    |
| 6. 漏出時の措置      | 14. 輸送上の注意    |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令      |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報    |

- ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント対象物が、674物質から2,316物質へ追加されました。
- 今後も国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される予定です。

# 安全データシート (SDS)

安全データシート	
作成日 2002年3月12日 改訂日 2014年3月31日	
1. 化学品等及び会社情報	
化学品等の名称	エタノール(Ethanol)
製品コード	H25-B-007(21B3016)
会社名	〇〇〇株式会社
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号	03-1234-5678
ファックス番号	03-1234-5678
電子メールアドレス	連絡先@株式会社.jp
緊急連絡電話番号	03-1234-5678
推奨用途及び使用上の制限	多くのエチルアルコールは希釈してアルコール飲料、実験室用溶剤、変性アルコール、医薬品(消毒剤、ローション、トニック、コロン類)製造、化粧品工業、有機合成化学工業の溶剤、ガソリンのオクタン価向上剤、医薬品助剤(溶剤)
2. 危険有害性の要約	
GHS分類	分類実施日 H25.8.22、政府向けGHS分類ガイダンス(H25.7版)を使用
物理化学的危険性	GHS改訂4版を使用
健康に対する有害性	引火性液体 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓)、区分2(中枢神経系)
分類実施日	急性毒性:H22.2.19、政府向けGHS分類ガイダンス(H21.3版)を使用
環境に対する有害性	慢性毒性:H18.3.1、GHS分類マニュアル(H18.2.10)を使用 水生環境有害性(急性) 区分外 水生環境有害性(長期間) 区分外
注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。なお、健康有害性については後述の11項に、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」の記載がある。	
GHSラベル要素 絵表示	



## ラベル表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 眼刺激 呼吸器への刺激のおそれ 眼又ははめまいのおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を手入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 容器を密閉しておくこと。 容器を接地すること/アースをとること。 防塵型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 塵外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
応急措置	皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。 火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 施設に保管すること。
廃棄	内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	情報なし
3. 組成及び成分情報	
単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名又は一般名	エタノール
別名	エチルアルコール、(Ethyl alcohol)、エタン-1-オール、(Ethane-1-ol)
濃度又は濃度範囲	100%
分子式(分子量)	C2H6O(46.069)
化学特性(示性式又は構造式)	HO-CH <sub>2</sub> -CH <sub>3</sub>
CAS番号	64-17-5
官報公示整理番号(化審法)	(2)-202
官報公示整理番号(安衛法)	既存
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし

## 11. 有害性情報

11. 有害性情報	
急性毒性 - 嚥口	ラットのLD50値 = 6,200 mg/kg, 11,500 mg/kg, 17,800 mg/kg, 13,700 mg/kg (PATTY (6th, 2012)), 15,010 mg/kg, 7,000-11,000 mg/kg (SIDS (2005)) はすべて区分外に該当している。
経皮	ウサギのLDLo = 20,000 mg/kg (SIDS (2005)) に基づき区分外とした。
吸入: ガス	GHSの定義における液体である。
吸入: 蒸気	ラットのLC50 = 63,000 ppmV (DFGOT vol.12 (1999)), 66,280 ppmV (124.7 mg/L) (SIDS (2005)) のいずれも区分外に該当する。なお、被験物質の濃度は飽和蒸気圧濃度、78,026 ppmV (147.1 mg/L) の90% [70,223 ppmV (132.4 mg/L)] より低い値であることから、ppmV を単位とする基準値を用いた。
吸入: 粉じん及びミスト	データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び刺激性	ウサギに4時間ばく露した試験 (OECD TG 404) において、適用1および24時間後の紅斑の平均スコアが1.0、その他の時点では紅斑及び浮腫の平均スコアは全て0.0であり、「刺激性なし」の評価SIDS (2005) に基づき、区分外とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギを用いた2つのDraize試験 (OECD TG 405) において、中等度の刺激性と評価されている (SIDS (2005))。このうち、1つの試験では、所見として角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜混濁で1以上、結膜発赤で2以上であり、かつほとんどの所見が7日以内に回復した (ECETOC TR 48 (2) (1998)) ことから、区分2Bに分類した。

## 15. 適用法令

15. 適用法令	法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。
労働安全衛生法	危険物・引火性の物 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3)
消防法	第4類引火性液体、アルコール類
大気汚染防止法	揮発性有機化合物
海洋汚染防止法	有害液体物質
航空法	引火性液体
船舶安全法	引火性液体類
港則法	その他の危険物・引火性液体類
道路法	車両の通行の制限
16. その他の情報	
参考文献	各データ毎に記載した。

リスクアセスメント対象物を、**製造** 又は **取り扱う** 場合

**化学物質管理者**を選任して事業に関わる  
化学物質の自主的管理を行います。

- 法令により定められた**職務**があります（次ページ）
- 事業者は、**職務**を実施できる権限を化学物質管理者に付与します
- 14日以内に選任する必要があります
- 選任される者に、資格が必要な場合があります  
製造する事業場 厚生労働省で定める講習の修了者  
上記以外の事業場 資格なし（講習を受けることが望ましい）
- 氏名を関係労働者に周知する必要があります  
見やすい場所に掲示することや、腕章を付ける等

# 化学物質管理者の職務

1. 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること
2. リスクアセスメントの実施に関すること
3. 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること
4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
5. 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること
6. 第577条の2第12項の規定による記録の保存並びにその周知に関すること
7. 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

# 化学物質管理者の職務

1. 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知  
**ラベル表示や安全データシート（SDS）の通知のこと**  
に関すること
2. リスクアセスメントの実施に関すること
3. 第57条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること  
**リスクアセスメントにより検討したばく露低減措置等**
4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
5. 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に  
**リスクアセスメント対象物の名称 業務内容 結果 措置内容**  
に関すること
6. 第57条の2第12項の規定による記録の保存並びにその周知に関すること  
**ばく露低減措置の状況 ばく露状況 氏名、業務概要等 意見聴取の状況**  
**がん原生物質の場合に必要**
7. 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

# 化学物質管理者の講習について

## リスクアセスメント対象物を製造する事業場

形式	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2.5
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5
	関係法令	1
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3

## 左以外の事業場

形式	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1.5
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	2
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1.5
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5
	関係法令	0.5

# 新たに施行された化学物質対策について

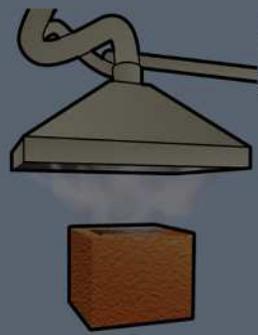
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

## リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

### リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### 労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# 化学物質のリスクアセスメントについて

## 体制（指針記の4）

化学物質管理者の選任や安全衛生委員会の審議事項、労働者の意見聴取をどのように行うか、など

## 時期（安衛則第34条の2の7第1項、指針記の5）

- リスクアセスメント対象物に係る新規作業を開始するとき
- リスクアセスメント対象物に係る作業手順を変更するとき
- リスクアセスメント対象物の有害性等に変化が生じたとき

## 事前準備（指針記の7）

S D S や作業手順、災害事例、過去のリスクアセスメント結果を収集

## リスクアセスメント（指針記の8、9、10）

- 危険性または有害性の特定（安衛法第57条の3第1項）
- リスクの見積り（安衛則第34条の2の7第2項）
- リスク低減措置の検討（安衛法第57条の3第1項）

## リスク低減措置の実施（安衛法第57条の3第2項、指針記の10）

## リスクアセスメント結果の周知や記録の保存（安衛則第34条の2の8）

下記事項を**関係労働者に周知**し、記録を次のリスクアセスメント（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、3年間）まで**保存**する

リスクアセスメント対象物の名称	業務内容
リスクアセスメントの結果	リスク低減措置の内容

「化学物質等による危険性  
又は有害性等の調査等に関する指針」  
（改正令和5年4月27日公示第4号）



# 化学物質のリスクアセスメントについて

## リスクアセスメントのツール



職場のあんぜんサイト  
スクリーニング支援ツール  
(爆発、火災等)



厚生労働省HP  
業種別・作業別  
マニュアル



職場のあんぜんサイト  
CREATE - SIMPLE  
(クリエイトシンプル)



職場のあんぜんサイト  
その他のツール

## リスクアセスメントの手法



労働安全衛生総合研究所  
安衛研手法



厚生労働省HP  
化学プラントにかかるセーフ  
ティ・アセスメントについて

中災防の書籍  
「化学物質によ  
る爆発・火災を  
防ぐ」

J I S H A 方式



高圧ガス保安協会  
リスクアセスメント・  
ガイドライン

チェック	成分名（別名）	CAS登録番号	有機則	特化則	RA対象物※	濃度基準値	がん原性物質	皮膚等障害	毒劇法	GHSピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	トリエタノールアミン	102-71-6			●	●		●			アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	2-アミノエタノール	141-43-5			●	●		●	●		アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	水酸化カリウム	1310-58-3			●			●	●		アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	水酸化ナトリウム	1310-73-2			●			●	●		アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9						●			塩素系漂白剤(アルカリ性)

※RA対象物：リスクアセスメント対象物

## 食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業

### 化学物質管理マニュアル

#### 本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、主に**食料品製造業において使用される食品製造設備や、食品加工設備の洗浄作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
- ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
- ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

#### 適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
  - Ⓐ **希釈・小分け**：洗浄剤の原液を希釈し、小分け容器やフォームガンの容器に移す一連の作業工程
  - Ⓑ **部品等の手洗い**：食品製造設備や食品加工設備の一部や部品等を取り外し、シンク等においてスポンジ等を用いて手洗いする工程
  - Ⓒ **フォームガンによる洗浄**：食品製造・加工設備をフォームガンを用いて洗浄する工程
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

食料品製造業における製造・加工設備の洗浄作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業者（又は職長等）
作業情報		
作業内容	化学品名・メーカー名	成分名 ※裏表紙のチェック欄に✓
作業期間（任意）	備考（任意）	

化学物質取扱時の留意点

危険性 (火災爆発に関連)	-	-	リスク低減対策	 <p>防護手袋    サイドシールド付き保護眼鏡    フェイスシールド    部分防護服（前掛け）    アームカバー    防護靴</p>
有害性 (健康有害性に関連)	 <ul style="list-style-type: none"> <li>○吸入すると有害</li> <li>○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ</li> <li>○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、呼吸器、臓器、中枢神経系への障害のおそれがある。</li> </ul>		保護具の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不透性のものを選択する。</li> <li>○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。</li> <li>○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。</li> </ul>
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。</li> <li>○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。なお強アルカリ性の場合は、少なくとも15分間洗眼する。</li> </ul>		実施すべき事項/留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。</li> <li>○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険（必要に応じて）」を貼付する。</li> <li>○足元に洗浄剤を撒く場合、滑って転倒し化学物質が身体に付着しないように注意する。</li> <li>○作業中は換気扇を動作させる。</li> <li>○作業の終了後は、すぐに手を洗う。</li> </ul>

リスク低減措置

作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
① 希釈・小分け	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。 ただしアルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、フェイスシールドを着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）、アームカバーを使用する。	希釈時は水しぶきが上がらないように水面近くでゆっくり投入する。 小分け容器に移す際は漏斗を使用する。 希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。
② 部品等の手洗い	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。 なお洗浄剤に「2-アミノエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。	保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。 付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。
③ フォームガンによる洗浄	-	ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の防護靴を着用する。 なお、身体より高い位置を洗浄する場合は、付着可能性のある部位を覆う防水性の部分防護服、アームカバーを使用する。	-
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※①②③を記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入

記録欄

異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載	その他記録
-------	---	-------

# 化学物質管理マニュアル

チェック	成分名(別名)	CAS RN	有機則	特化則	RA対象物※	がん原性物質	濃度基準値	皮膚等障害	毒劇法	GHSピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	シクロヘキサパン	108-94-1	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	酢酸エチル	141-78-6	●		●				●		
<input type="checkbox"/>	メタノール	67-56-1	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	1-ブタノール	71-36-3	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	イソブチルアルコール	78-83-1	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	トルエン	108-88-3	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	酢酸n-ブチル	123-86-4	●		●						
<input type="checkbox"/>	キシレン	1330-20-7	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	メチルエチルケトン	78-93-3	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	インプロピルアルコール	67-63-0	●		●						
<input type="checkbox"/>	エチルベンゼン	100-41-4		●	●						
<input type="checkbox"/>	メチルイソブチルケトン	108-10-1		●	●						
<input type="checkbox"/>	トリメチルベンゼン	2551-13-7, 108-67-8, 95-63-6, 526-73-8			●		●				
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2			●		●				
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールメチルエーテルアセテート	108-65-6			●						
<input type="checkbox"/>	ジイソブチルケトン	108-83-8			●						
<input type="checkbox"/>	クメン	98-82-8			●		●				

※RA対象物：リスクアセスメント対象物

## 本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、**工業塗装**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針\*1に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
  - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
  - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

## 適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
  - Ⓐ **攪拌・混合**：塗料缶（一斗缶など）を電動攪拌機等を用いて攪拌の上、小分け容器に移し、複数の塗料を混合する工程。
  - Ⓑ **製品の塗装**：スプレーガンにて、製品を塗装する工程。
  - Ⓒ **スプレーガンの洗浄**：シンナー等の洗浄液を用いたスプレーガンの擦り洗いや、吹付操作と同じ要領で捨て拭きを行う一連の洗浄工程。
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- マニュアルの裏表紙に記載されていない成分が化学品に含まれている場合、本マニュアルで示す対策では不十分である可能性がある。呼吸用保護具の種類を見直す、また、保護手袋については皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル\*2を参照の上、塗料に含まれる化学物質に対する手袋材料の耐透過性が十分か、確認する必要がある。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

\*1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

\*2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

# 工業塗装作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業者（又は職長等）
作業情報		
作業内容	化学品名・メーカー名	化学物質名 ※裏表紙のチェック欄に✓
作業期間（任意）	備考（任意）	

## 化学物質取扱時の留意点

<b>危険性</b> (火災爆発に関連)  <p>○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発・火災のおそれがある。</p>	<b>リスク低減対策</b>     <p>半面型防毒マスク 防護手袋 ゴグル型保護眼鏡 部分防護服（前掛け）</p>
<b>有害性</b> (健康有害性に関連)  <p>○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響、③発がん性のおそれがある。</p>	<b>保護具の留意点</b> <p>○呼吸用保護具の選定時はフィットテスト等を行い保護具の密着性を確認する。着用前にはシールチェックを実施する。 ○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 ○脱いだ手袋は、密閉可能な容器または袋に廃棄する。</p>
<b>緊急時の対応</b> <p>○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。</p>	<b>実施すべき事項／留意点</b> <p>○作業の終了後は、すぐに手を洗う。 ○塗料やシンナーを拭き取ったウエスは、密閉可能な容器または袋に廃棄する。 ○引火性の塗料・シンナーを使用する際は火気厳禁。また静電気等の点火源にも留意する。 ○作業環境中の有機溶剤が高濃度にならないよう、事前に換気計画を立てる。</p>

## リスク低減措置

作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
<b>① 攪拌・調合</b> <p>局所排気装置やプッシュプル型換気装置等を使用する。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 もしくは、全ての含有成分に対して耐透過性△以上の手袋を使用し、240分以内に交換する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 もしくは、全ての含有成分に対して耐透過性△以上の手袋を使用し、240分以内に交換する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。</p>	<p>皮膚が露出しない服・靴を着用の上、部分化学防護服（前掛け）を着用する。</p>	
<b>② 製品の塗装</b> <p>【自社でリスクアセスメントを実施すること】 換気状況等は工場や設備の設計に依存することから、自社でリスクアセスメントを行い、その結果に基づき、労働者のばく露濃度が濃度基準値以下かつ最小限度になる措置を講じる。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が○以上の材料の手袋を使用する。 もしくは、全ての含有成分に対して耐透過性△以上の手袋を使用し、240分以内に交換する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が△以上の材料の手袋を使用する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>最低限ゴグル型保護眼鏡を着用する。 なお接触状況等は作業内容や設備に依存することから、自社で接触可能性の有無を確認し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。</p>	<p>最低限皮膚が露出しない服・靴を着用する。 なお接触状況等は作業内容や設備に依存することから、自社で接触可能性の有無を確認し、その結果に基づき、必要な措置を講じる。</p>	
<b>③ スプレーガンの洗浄</b> <p>局所排気装置やプッシュプル型換気装置等を使用する。 特別規則（特化則、有機則等）の適用対象となる作業については、それら規定に従う。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が△以上の材料の手袋を使用する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>含有する全ての皮膚等障害化学物質に対して、化学防護手袋適合表の耐透過性が△以上の材料の手袋を使用する。 なお皮膚等障害化学物質を含まない場合についても、保護手袋の使用を推奨する。</p>	<p>ゴグル型保護眼鏡を着用する。</p>	<p>皮膚が露出しない服・靴を着用する。</p>	
<b>従事する作業</b>	<b>選択したものを記載</b>	<b>選択したものを記載</b>	<b>選択したものを記載</b>	<b>選択したものを記載</b>	<b>選択したものを記載</b>
※①②③を記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入

## 記録欄

<b>異常の記録</b> <p>※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載</p>	<b>その他記録</b>
---	--------------

# クリエイトシンプルの使い方

## 【事前準備】事業場内で取り扱っている化学物質をリストアップ

作業内容、ラベルやSDSの有無、法規制状況、有害性情報等についても確認しましょう。

## 【STEP1】リスクアセスメント対象作業・製品の基本情報を入力

同じ作業条件において、複数の化学物質を取り扱う場合、該当する物質を一斉に評価することができます。

## 【STEP2】化学物質の成分に関する情報を入力

SDSを用いて、含有率・ばく露限界値等の情報を入力しましょう。

## 【STEP3】化学物質の使用状況、作業条件を入力

15個の質問に答えましょう（質問に対する判断基準はマニュアルを参照してください。）。

## 【STEP4】リスクの判定

2～4の情報をもとに、現状のリスク判定が行われます。

## 【STEP5】リスク低減措置の内容検討支援

上記4の作業条件等を見直すことでリスクの再見積りを行います。  
リスク再見積りの結果と、使用可能な化学防護手袋の選定候補が表示されます。



CREATE - SIMPLE  
(クリエイトシンプル)

クリエイトシンプルを活用して、労働者の健康障害を防止しましょう。

出力する結果形式から出力後「リスクアセスメントシートに出力」または「実施レポートに出力」のボタンを押してください。

▼ リスクアセスメントシートに出力 実施レポートに出力

基本情報									成分情報					現状						
No.	実施日	実施者	タイトル	実施場所	製品ID等	製品名等	作業内容等	備考	No.	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]	備考	リスクレベル					判定結果	
														吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)	有害性	危険性 (爆発・火災等)
1	2024/6/28	XXX	製品●●のリスクアセスメント	作業室A	P005-000	製品●●	製品●●をドラムから缶に小分けする作業	A事業所にて使用	1	98-00-0	フルフリルアルコール	90	皮膚等障害化学物質 濃度基準値設定物質	II-A	II	IV	IV	II	濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。	引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、爆発性雰囲気形成防止対策を徹底しましょう。
1	2024/6/28	XXX	製品●●のリスクアセスメント	作業室A	P005-000	製品●●	製品●●をドラムから缶に小分けする作業	A事業所にて使用	2	98-01-1	フルフラー	10	濃度基準値設定物質	II-A	II	IV	IV	II	濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。	引火するおそれがあるため、詳細なリスクアセスメントを実施しましょう。着火源の除去、爆発性雰囲気形成防止対策を徹底しましょう。

対策後										備考	検討したリスク低減措置の内容、実施時期等		備考
リスクレベル					判定結果						有害性	危険性 (爆発・火災等)	
吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)									
-A					濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。	引火するおそれがあるため、着火源の除去、爆発性雰囲気形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。	外付け式の制御風速は、0.8 m/s	CAS RN: 98-00-0 物質名: フルフリルアルコール ニトリルゴム (0.3 mm): , ニトリルゴム (0.45 mm): , ブチルゴム (0.35 mm): , クロロプレンゴム (0.18 mm): , ポリビニルアルコール (PVA): , ファッ素ゴム/ブチルゴム (0.3 mm): , クロロプレン/天然ゴム (0.68 mm): , ニトリル/ネオプレンゴム (0.2 mm): , ポリ塩化ビニル/ニトリルゴム: , 多層フィルム (LLDPE) (0.062 mm): , その他多層/積層フィルム:  CAS RN: 98-01-1 物質名: フルフラー ニトリルゴム (0.45 mm): , フチルゴム (0.35 mm): , ポリビニルアルコール (PVA): , ファッ素ゴム/ブチルゴム (0.3 mm): , クロロプレン/天然ゴム (0.68 mm): , ポリ塩化ビニル/ニトリルゴム: , 多層フィルム (LLDPE) (0.062 mm): , 多層フィルム (EVOH) (0.06 mm): , その他多層/積層フィルム:					
-A					濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。	引火するおそれがあるため、着火源の除去、爆発性雰囲気形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。	外付け式の制御風速は、0.8 m/s	CAS RN: 98-00-0 物質名: フルフリルアルコール ニトリルゴム (0.3 mm): , ニトリルゴム (0.45 mm): , ブチルゴム (0.35 mm): , クロロプレンゴム (0.18 mm): , ポリビニルアルコール (PVA): , ファッ素ゴム/ブチルゴム (0.3 mm): , クロロプレン/天然ゴム (0.68 mm): , ニトリル/ネオプレンゴム (0.2 mm): , ポリ塩化ビニル/ニトリルゴム: , 多層フィルム (LLDPE) (0.062 mm): , その他多層/積層フィルム:  CAS RN: 98-01-1 物質名: フルフラー ニトリルゴム (0.45 mm): , フチルゴム (0.35 mm): , ポリビニルアルコール (PVA): , ファッ素ゴム/ブチルゴム (0.3 mm): , クロロプレン/天然ゴム (0.68 mm): , ポリ塩化ビニル/ニトリルゴム: , 多層フィルム (LLDPE) (0.062 mm): , 多層フィルム (EVOH) (0.06 mm): , その他多層/積層フィルム:					

リスクアセスメントの結果、**保護具** を使用させる場合

**保護具着用管理責任者**を選任して事業に関わる  
保護具の管理を行います。

- 法令により定められた**職務**があります
  - 適切な選択に関すること
  - 適切な使用に関すること
  - 保守管理に関すること
- 事業者は、**職務**を実施できる権限を付与します
- 14日以内に選任する必要があります
- 選任される者に、知識と経験が必要です
  - 保護具着用管理責任者講習または、第一種衛生管理者 等
- 氏名を関係労働者に周知する必要があります
  - 見やすい場所に掲示することや、腕章を付ける等

# 労働安全衛生規則第577条の2について

第1項 リスクアセスメント対象物のばく露低減措置について

第2項 濃度基準値が定められている物質のばく露低減措置について

第3項 リスクアセスメント対象物健康診断について

第4項 緊急のリスクアセスメント対象物健康診断について

第5項 健康診断結果の記録の保存について

第6項 医師の意見聴取について

第7項 業務情報の提供について

第8項 医師の意見に基づく適切な措置について

第9項 健康診断結果の通知について

第10項 労働者の意見を聴く機会について

第11項 記録の保存及び労働者に対する周知について

第12項 周知の方法について

ばく露低減措置

健康診断

意見聴取等

# 新たに施行された化学物質対策について

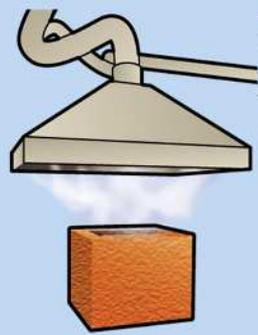
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

## リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

### リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### 労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# ばく露低減措置について（第1項～第2項）

## ばく露低減措置（第1項）

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者は、**リスクアセスメントの結果等**に基づき、労働者の健康障害を防止するために、**ばく露低減措置**（ ）を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者が暴露される程度を**最小限度**にしなければならない。

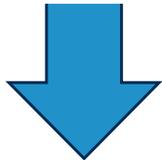
**（例）代替物、発散原密閉装置、局所排気装置、作業方法改善、呼吸用保護具 等**

## 濃度基準値が定められている物質のばく露低減措置（第2項）

リスクアセスメント対象物のうち、濃度基準値が定められている物質を**屋内作業場**で使用する場合は、労働者がばく露される程度を、**濃度基準値**以下としなければならない。

濃度基準値以下を確認する方法：個人ばく露測定、作業環境測定、数理モデル

屋内作業場 かつ 濃度基準値を超えるおそれ



指針に基づく確認測定、ばく露低減措置

指針  
(令和7年10月8日)



濃度基準値  
設定物質



# 新たに施行された化学物質対策について

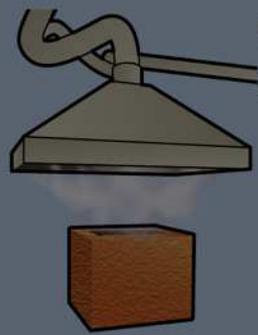
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

## リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

### リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### 労働者の意見聴取

- ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。
- 講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

- 講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# リスクアセスメント対象物健康診断について（第3項～第4項）

## リスクアセスメント対象物健康診断（第3項）

リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが**許容される範囲を超えると判断**された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められる者について実施する健康診断

例1 1日に5回以上濃度基準値を超えるばく露があったとき

例2 濃度基準値が設定されていない物質でばく露対策が不十分だったとき

例3 濃度基準値が設定されていない物質が漏洩し、労働者が大量ばく露したとき

例4 リスクアセスメント対象物による体調不良が発生したとき

緊急のリスクアセスメント対象物健康診断（第4項） 指針では「第四項健診」と記載されている。

労働者が**濃度基準値を超えてばく露したおそれ**がある場合に**速やかに**実施する健康診断

例1 濃度基準値が設定されている物質で、濃度基準値以下にする、ばく露低減措置の実施が不十分だったとき

例2 濃度基準値が設定されている物質が漏洩し、労働者が大量ばく露したとき

ガイドライン

（令和5年10月17日）



# リスクアセスメント対象物健康診断について（第5項～第9項）

## 健康診断結果の記録の保存（第5項）

リスクアセスメント対象物に関する健康診断を行ったときは、**リスクアセスメント対象物健康診断個人票**（安衛則様式第24号の2）を作成し、**5年間**保存しなければならない。

健康診断の対象となる物質が**がん原生物質**である場合は、リスクアセスメント対象物健康診断個人票を、**30年間**保存しなければならない。

様式第24号の2



がん原生物質



## 医師等の意見聴取（第6項） 医師等 = 医師又は歯科医師

**異常の所見**があると診断された労働者の健康診断結果について、健康診断実施日から**3か月以内**に医師等の意見を聴取し、その意見をリスクアセスメント対象物**健康診断個人票に記載**しなければならない。

なお、意見聴取に必要な情報を医師等から求められた場合は、速やかに提供する（第7項）

## 医師の意見に基づく適切な措置（第8項）

医師等の意見を勘案し、必要と認めるときは、**適切な措置**を講じなければならない。

**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置や整備、安全衛生委員会に医師等の意見を報告すること 等**

## 健康診断結果の通知（第9項）

労働者に**遅滞なく**、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。

# 新たに施行された化学物質対策について

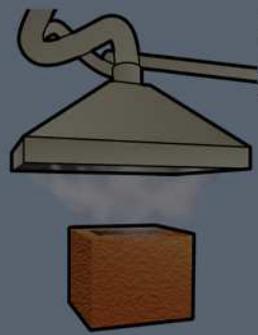
リスクアセスメント対象物 (674物質→903物質→2,316物質)

## リスクアセスメントの実施

ばく露管理へ  
作業環境管理のみでなく、呼吸用保護具等を併用して、ばく露を低減する。

### ばく露の低減

リスクアセスメント結果に基づき、次の措置等を講じ、ばく露の程度を低減する。



- ① 代替物の使用
- ② 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置・稼働
- ③ 作業の方法の改善
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



濃度基準値設定物質	ばく露の濃度を <b>基準以下</b> とする
濃度基準値未設定の物質	ばく露の濃度を <b>最小限度</b> にする

### リスクアセスメント対象物健康診断

- ① リスクアセスメント結果に基づき労働者の意見を聴き、必要があると認めるとき
- ② 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとき、速やかに

● 医師・歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行い、事後措置等を行う。

### 労働者の意見聴取

ばく露の低減措置、RA対象物健康診断結果に基づく措置等について、労働者の意見を聴く機会を設ける。講じた措置の概要については掲示・書面交付等により、労働者に周知する。

### 作業の記録

講じた措置の概要、ばく露の状況、がん原生物質取扱いの作業歴等の記録を作成し、保存する。

# 労働者の意見聴取等について（第10項～第12項）

## 労働者の意見を聴く機会（第10項）

**ばく露低減措置等**の講じた措置について、**関係労働者に意見を聴く機会**を設けなければならない。



- 第1項 リスクアセスメント対象物のばく露低減措置
- 第2項 濃度基準値以下にするために講じた措置
- 第8項 医師等の意見よりその必要があると認めるときに講じた措置

## 記録の保存及び労働者に対する周知（第11項）

**法律に定める事項**について、**1年を超えない期間ごとに1回**、定期的に、記録を作成し、**法令に定める期間保存**するとともに、関係労働者に対して**周知**しなければならない。

**物質によって記録事項や保存期間が異なります。**

リスクアセスメント対象物  
保存期間：3年  
ばく露低減措置等（**周知**）  
ばく露状況  
関係労働者の意見状況（**周知**）

がん原生物質  
保存期間：3年（**は30年間**）  
ばく露低減措置等（**周知**）  
ばく露状況  
労働者氏名、作業概要、従事期間、  
汚染発生の概要、応急措置  
関係労働者の意見状況（**周知**）

## 周知の方法（第12項）

法律に定める方法により**周知**しなければならない。

掲示、書面交付、パソコン等

# 皮膚等障害化学物質について

## 皮膚等障害の予防について

**皮膚等障害化学物質**を使用する場合、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を**使用させなければならない**（安衛則第594条の2）

皮膚等障害化学物質と「健康障害を生ずる恐れがないことが明らかな化学物質」以外の化学物質を使用する場合、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう**努めなければならない**（安衛則第594条の3）

皮膚等障害化学物質：皮膚刺激性有害物質と皮膚吸収性有害物質

皮膚**刺激**性有害物質：皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが**明らかな**化学物質

皮膚**吸収**性有害物質：皮膚から吸収され、皮膚に侵入して健康障害を生ずることが**明らかな**化学物質等

## 保護手袋の注意点

保護手袋の**使用時間**は、化学物質の作業時間と同じものではありません。使用を開始してから時間が経過するとともに化学物質が保護手袋に浸透していくため、使用時間が経過した保護手袋は使用してはいけません。

### 皮膚等障害化学物質



### 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について



# その他の改正について

## リスクアセスメント対象物を別の容器に入れる場合の措置について（安衛則第33条の2）

リスクアセスメント対象物を包装又は容器に入れて保管する場合は、**名称及び人体に及ぼす作用**をその**容器等に表示等**して、当該物を取り扱う者に明示しなければならない。

容器や包装に表示すること以外にも、名称及び人体に及ぼす作用を文書にして交付すること、使用する場所にその旨を掲示すること、使用する場所に必要事項記載した一覧表を備え付ける 等

## がん等の遅発性疾病の強化について（安衛則第97条の2）

化学物質を製造又は取り扱う業務を行う事業場で、**1年以内**に**2人**以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握した時は、その業務起因性について、**遅滞なく**、医師の意見を聴かななければならない。

医師の意見により、がんの罹患が業務に起因するものと疑われると判断されたときは、**遅滞なく**、法律に定める事項について、**所轄都道府県労働局長**に報告しなければならない。

### 法律に定める事項

がん罹患した労働者が従事した業務において、製造し、又は取り扱った化学物質の名称

がん罹患した労働者が、従事していた業務の内容及び当該業務に従事していた期間

がん罹患した労働者の年齢及び性別



## — その他法令改正等について



# 第14次労働災害防止計画（帯広）

- 令和6年は死亡災害（目標5人 < 6人）、死傷災害（目標467人 < 528人）とも**達成できず**。
- 令和6年の死亡災害は**全道ワースト2**。
- 新たな取組「**とかち労基通信**」をHP上で発行。身近な会社の取組を紹介し、関心を高める。



この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。

**発行に寄せて～帯広労働基準監督署長メッセージ～**

皆様には日頃より労働基準行政の推進にご理解ご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、十勝で死亡労働災害が多発しているのを存じでしたか。死亡災害を分析すると高齢者が多く、また、殊別されは毎年発生しており、労働災害防止には、会社のみならず、取引先や労働者の皆さんのご理解が重要との結論に至りました。ついでに、帯広労働基準監督署は帯広労働基準協会と連携し、地域全体の安全衛生意識の向上を図る取組として本通信を発行することにしました。

本通信は厚生労働省が行っているSAFEコンソーシアムの地域版をイメージしています。高齢化や殊別され対策のような業種横断的なものや、墜落、転落対策のような業種特有の労働災害防止対策など各社が工夫されている安全衛生対策事例を発表していただき、これらの労働災害防止、健康障害防止対策の情報共有が地域の安全衛生意識向上と労働災害防止に寄与することを祈っています。

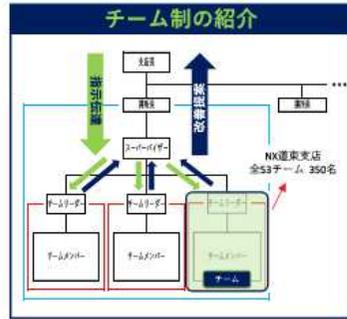
12月末の労働災害	
死者数	6人
死傷者数	510人
第14次 2年目 労働災害防止計画	
目 死者数	5人以下
標 死傷者数	467人以下

**NX NIPPON EXPRESS**

事業所名：日本通運(株)道東支店 地 域：帯広支店（帯広市）/十勝支店（広尾町）/釧路支店（釧路市）  
 業界・業種：運輸業 従業員：約570名（事務・技能合計）

**事故災害に向けた取組について**

弊社では、会社の指示伝達が速やかに伝わり（トップダウン）、従業員自ら職場の安全確保と作業品質・効率向上のための提案等（ボトムアップ）の取組みができる組織を確立するため、作業を担う第一線の技能系従業員にチーム制を導入しています。「現場力の強化」を図り、日々「事故災害ゼロ」の実現に取り組んでいます。

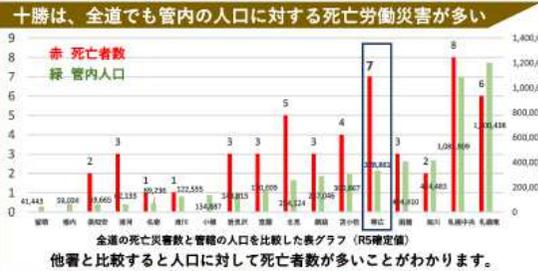


**チームでの活動**

- ◆ NX道東支店 全53チーム 350名
- ◆ チームリーダーがメンバーを招集しチームミーティングを開催する
- ◆ 日々業務における安全・品質・作業効率向上等、チーム内の課題を共有し、目標を定め課題解決に向けた取組を行う

チームでの活動内容は、支店長が主宰するスーパーバイザーミーティング（毎月実施）で支店長報告を行います。

※スーパーバイザーミーティングは、会社からの指示伝達およびチームでの活動内容を支店長へ報告を行っています。



**掲示板**

みなさまに  
**お願いがあります!**

交通安全 労働安全 消防安全 環境安全

化学物質管理強調月間  
 令和7年2月

洗剤なども化学物質です。適正な化学物質管理をしましょう。

オンラインセミナーの活用  
 令和7年2月28日  
 ◀ 先着 100名

SAFEコンソーシアム

**チームでの安全取組事例の紹介**

電機研習室 特別指導員

車庫・作業室に用いた取組に際する活動報告

タイヤ交換時期のタイヤ脱落事故防止について

**帯広労働基準協会からのお知らせ**

令和6年1月から金属アーク溶接等作業に係る作業主任者は、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（2日間）修了者に加え、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（1日）」修了者から選任できるようになりました。

今年度の講習会では、金属アーク溶接等作業に係る作業主任者のみの方で2日間の講習会に参加される方がおりましたが、今後の講習会は、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（1日）」への参加をお勧めいたします。

**帯広労働基準協会 令和7年度講習会開催（予定）**

- 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習  
 開催日 令和7年9月17～18日（受付7月18日～9月3日）  
 令和7年12月4～5日（受付10月3日～11月21日）
- 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習  
 開催日 令和7年11月4日（受付9月5日～10月21日）

帯広労働基準監督署 帯広労働基準協会

**化学物質管理強調月間**  
 令和7年2月

洗剤なども化学物質です。適正な化学物質管理をしましょう。

オンラインセミナーの活用  
 令和7年2月28日  
 ◀ 先着 100名

SAFEコンソーシアム

無災害表彰制度

北海道最低賃金  
 (令和6年10月1日改定)  
 時間額 1010円

**事務局からのコメント**

取組内容が、①紙1枚に可視化されていて理解しやすく、②複数チームがあり、各チームが課題を共有し、お互い工夫させていること、また③多くの職員が書面作りに参加することで全労働者に安全衛生意識の定着を図ることができる、とても魅力的な取組みです。

帯広労働基準監督署の**とかち労基通信**掲載ページはこちらです。

帯広労働基準監督署HP



# とちぎ労基通信（熱中症）

熱中症令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されました。

## とちぎ労基通信 令和7年7月号 №7



この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。

### 熱中症を重症化させないために

こんな症状に要注意

**【他覚症状】**  
ふらつき、生あくび、失神、  
大量の発汗、痙攣等

**【自覚症状】**  
めまい、筋肉痛、こむら返り、頭痛、  
不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

**【意識の異常等】**  
返事がおかしい、ぼーっとしている

熱中症とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節がうまくいかず、身体の機能が損なわれた状態。この時、体内の温度は上昇していることが多い。**要急速冷却！**

体を冷やす  
■あかぬきかける  
■中から水を飲む

病院へ

一人にしない

熱中症とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節がうまくいかず、身体の機能が損なわれた状態。この時、体内の温度は上昇していることが多い。**要急速冷却！**

### 機械には気を付けましょう

5月以降、機械使用時の死亡災害が続いています。法律では機械災害防止のため、以下のルールがあります。季節雇用者、パートの皆さんは特に気を付けましょう。

■1 動くものには ■2 動くものに近づく ■3 動いている状態で ■4 止まっているものを近づかない。ときは機械を止める。近づかなければならない 起動するときは、接触防止措置（圍い、囲いなど） 合図をしてから動かす。

STOP!

例：圍い

機械には気を付けましょう

### 帯広労働基準協会からのお知らせ

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を開催します。

会場 開催日 受付

帯広建設会館 第一回 9月17～18日 7月18日～9月3日

第二回 12月4～5日 10月3日～11月21日

受付窓口 帯広労働基準協会 Tel: 0155-24-0567

080-0017 帯広市西7条南6丁目 帯広建設会館

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00

中央労働災害防止協会主催の下記講習会が帯広で開催されます。

「化学物質管理者研修～化学物質取扱事業者等対象～」 8月6日

「職長・安全衛生責任者教育」 10月21日～22日

「危険予知訓練リーダー養成研修会」 11月22日～23日

中央労基HPで受付中 [https://kenshu.jisha.or.jp/kenshu/kenshu\\_search.aspx?area=81&view=all-0&order=1](https://kenshu.jisha.or.jp/kenshu/kenshu_search.aspx?area=81&view=all-0&order=1)

全国労働衛生週間

労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年度は76回を迎えます。

本年度は、次のとおり実施します。

全国労働衛生週間：10月1日(水)～10月7日(火) 準備期間：9月1日(月)～9月30日(火)

\* 関連図書・用品の貸出は、7月1日に帯広労働基準協会から会員の皆様に図書・用品パンフレットを送付しますので申込は当協会へお願いします。

帯広労働基準監督署・帯広労働基準協会

令和7年の労働災害

死亡者数 5人  
死傷者数 205人

第14次 3年目  
労働災害防止計画  
目 死亡者数 5人以下  
標 死傷者数465人以下

掲示板

安全対策情報

暑さ指数の感度効果を再確認し、必要に応じた対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断や休憩

水分、塩分を積極的に摂取し、その補給を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、過労状態を回避

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

体調不良の者に資質を認めるときは、帰還することなく救急車を要請

今年6月1日実施のパンフレット

暑さ指数の把握と評価(上記QR参照)

測定した暑さに応じて対策の徹底

今年6月1日実施のパンフレット

職場における熱中症対策の強化について

警戒！死亡労働災害多発

帯広労基HP

警戒！死亡労働災害多発

帯広労基HP

警戒！死亡労働災害多発

帯広労基HP

SAFEコンソーシアム

無災害表彰制度

関係：SAFEアワード

関連：ゼロ災害/前に災害あったのいつでした？/記録更新

北海道最低賃金 時間額  
令和6年10月1日改定 1010円

事業所名：日本罐詰株式会社 十勝工場（河西郡芽室町）

業界・業種：製造業（冷凍野菜・レトルト食品製造）

従業員：約140名

meiji 日本罐詰株式会社

### 日本罐詰における労働災害発生防止に向けた取組み

当事業所は、季節労働者が多いこと、製造品目によって製造機械の出し入れ等のライン変更が必要なこと、高齢の従業員が多いことから、これらリスクを踏まえた安全対策に取り組んでいますので、ご紹介いたします。

#### ①安全衛生パトロールの実施

当事業所では月1回の安全衛生パトロールを重点管理項目を決め、安全管理者、課長、各課から選出された1名、安全事務局の4名にて「外回り」「パウチ課」「芽室課」「凍菜課」「品質管理課・工作室・倉庫」「原料課」を月別にパトロールします。

また、製造品目毎に設備が入り替わりますので、「ブロッコリー・グリーンピース」「いんげん・枝豆」「スイートコーン」「かぼちゃ」の生産前にも別途パトロールを実施して、設置した設備が安全であるか確認しています。

#### ②疑似体験学習の実施

当事業所では、各種作業において間違った手順を踏んでしまったことにより発生しうる危険を実際に体験してもらうことで、不安全行動の防止に役立っています。

当事業所では余った鋼材や部品などを使って疑似体験キットを自作しています。画像はそれぞれ「配線ミスによる短絡現象およびトラッキング現象」「残圧の強さ体験」「挟まれ・巻き込まれ」のキットになります。

疑似体験キット

短絡現象

残圧の強さ体験

挟まれ・巻き込まれ

#### 事務局からのコメント

季節労働者、高齢の従業員が多いなど労働者の特性に応じた取組を工夫されています。間違った手順を踏んでしまったことにより発生しうる危険を実際に体験させることは労働者の作業手順に対する理解を深める素晴らしい取組です。過去の事故事例による研修や、安全衛生パトロールで設備の点検など実施されており、労働環境整備にも配慮されています。

帯広労働基準監督署の  
とちぎ労基通信  
掲載ページはこちらです。  
帯広労働基準監督署HP



# とかち労基通信（メンタルヘルス）

□ 50人未満の事業場においてストレスチェック制度が義務化されます。（3年以内）

## とかち労基通信 令和7年9月号 №9



この通信は誰もが安全で健康に働く十勝を実現するため、各会社の安全衛生などの取組を発表していただき、地域の皆様の安全衛生の意識向上を図り、労働災害減少を目指すものです。

第76回 全国労働衛生週間 開催 10月1日～7日 準備期間 9月

全国労働衛生週間は昭和25年から実施されており、今年で76回目です。誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

今年のスローガン **ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場**

メンタルヘルス対策してますか？ ストレスチェックで気づきましょう！

○ 季節の変わり目は体調を崩しやすいものです。「やる気が出ない」「朝、起きられない」…となると要注意。

“心の風邪”気味じゃないですか？

● “心の健康診断”をしてみましょう。それが**ストレスチェック**です。

○ ストレス過多に気づいたら、一息入れて、仕事などを見直してみても。発散や気分転換、相談をしてみてください。

労災の精神療養の請求件数は増加傾向です。  
▼ 北海道の精神療養の請求、支給決定件数の推移

年度	請求件数	支給決定件数
2年度	68	31
3年度	95	38
4年度	96	53
5年度	125	45
6年度	118	45

**ストレスチェック制度の手順**

- ① ストレスチェック制度に関する基本方針の表明  
事業者が、法令に基づき、表明する。
- ② ストレスチェック及び面接指導の実施方法を策定。  
イ 定められた研修を修了した医師等（実施者）がストレスチェックを実施。  
ウ 実施者は労働者に結果通知。  
エ 高ストレス者と選定された労働者の申出により面接指導を実施。  
オ 事業者は実施者から就業上の措置について意見聴取。  
カ 適切な措置を講じる。

**5分でできる職場のストレスセルフチェック**

このセルフチェックは、職場の安全衛生を向上させるためのツールとして活用されています。結果は匿名で管理され、個人情報は厳重に管理されています。

帯広労働基準監督署・帯広労働基準協会

令和7年の労働災害  
（1～8月累計）

死者数 **6** 人  
死傷者数 **285** 人

第14次 3年目  
労働災害防止計画  
目 死者数 **5** 人以下  
標 死傷者数 **465** 人以下

掲示板

第76回 全国労働衛生週間

ワーク・ライフ・バランスを促して ストレスチェックで健康職場

労働安全衛生法第100条の2第1項第2号の労働者に対するストレスチェックの実施に関する取組

基本のメンタルヘルス対策の指針

労働安全衛生法第100条の2第1項第2号の労働者に対するストレスチェックの実施に関する取組

**ストレスチェックの実施方法**

1. 調査票の受検勧奨
2. 回収し、集計。結果は遅滞なく労働者へ直接通知。下記も労働者に同時に通知が望ましい。  
① セルフケアの助言・指導  
② 面接指導の申出窓口、申出方法  
③ 相談窓口の情報提供
3. 面接指導の申出をしない高ストレス者には面接指導の助奨を。産業医、産業カウンセラー等相談対応を行う体制整備が望ましい。
4. 業務改善の実施。記録の保存

SAFEコンソーシアム

無災害表彰制度

「災害ゼロ」の目標、改めて意識してみませんか？  
積み重ねの結果

北海道最低賃金 1075円  
令和7年10月4日改定

事業所名：株式会社明治 十勝工場（河西郡芽室町）  
業界・業種：製造業 [ クリーム、脱脂濃縮乳、ホエイパウダー、加糖練乳、加糖脱脂練乳、ナチュラルチーズ ]  
従業員：約300名

健康にアイデアを **meiji**

### 明治十勝工場における労働災害発生防止に向けた取組み

明治グループは、労働安全衛生をグループ一体で取り組むべき経営テーマとして捉え、「社員が自然に安全を優先してイキイキと働ける会社」を実現すべく、各種取り組みを推進しています。当工場においては、社員の安全と健康を第一に考え、日々さまざまな活動を行っています。

#### ①安全管理に関する取り組み

管理者による定期的なラインウォークを重視し、現場の安全を直接確認しています。この活動を通じて、不具合の早期発見や安全文化の浸透を促進しています。当工場は11の職場で構成されますが、各職場から選任された安全推進員と連携しながら、巡回、対話、指導を繰り返し実施します。社員一人ひとりの努力と管理者の積極的な取組によって、安全な職場づくりに努めています。



#### ②安全文化の醸成 ③社員の健康と安全意識の向上

私たちは「安全に働くこと」が最も重要だと考えています。安全に気を付けて仕事を続けることが、長期的な事故防止につながるからです。そこで、始業前には当工場に在籍する社員の投票にて決定した7項目で構成される「私達の安全衛生決意」を全員で唱和し、一人一人が安全意識を高めた状態で作業に臨んでいます。

高めた状態で作業に臨んでいます。

私達の安全衛生決意

1. 安全衛生を第一に考え、安全に働くことを誓う。
2. 安全衛生に関する法令や規程を厳格に遵守し、安全に働く。
3. 安全衛生に関する教育や研修を積極的に参加し、安全意識を高める。
4. 安全衛生に関する情報を積極的に共有し、安全に働く。
5. 安全衛生に関する問題を積極的に報告し、安全に働く。
6. 安全衛生に関する活動を積極的に参加し、安全に働く。
7. 安全衛生に関する活動を積極的に参加し、安全に働く。

SEIJOIでいこう、ヨシ!

**事務局からのコメント**

安全衛生を経営テーマとして社員一人一人が意識するような取組をされています。社員投票で決めた「私達の安全衛生決意」7項目を毎日、始業前に全員で唱和され、社員の意識づけが強力に行われています。危険に関する感性も高める工夫をされており、設備の安全では補えないヒューマンエラーを防ぐ意識づけを工夫されています。

帯広労働基準監督署の  
とかち労基通信  
掲載ページはこちらです。

帯広労働基準監督署HP





# 陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者について

- 荷主、配送先等については、自動車運転者の荷役作業時の「安全確保の徹底」についてご配慮、ご協力をお願いします。
- 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく荷主等との安全衛生協議組織の設置にもご配慮を。

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

**自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！**

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要！安全対策に取り組み！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保策を策定しています。具体的な実施事項等は、裏面のチェックリ

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全！陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を削減するための安全の確保等。陸運事業者、荷主、配り組むべき事項を示したものです。

交通労働災害防止のためのガイドライン  
交通労働災害の防止を図るための指針として、安全衛生の促進の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、事柄等を示したものです。



厚生労働省・都道府県労働局

安全対策ができていないか、以下のチェックリストで確認してください

**荷役作業の安全対策チェックリスト**  
(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

- ① 貴社の荷役場所を安全な状態に**
  - 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
  - 十分な明るさで作業している
  - 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
  - 荷や資機材の整理整頓をしている
  - 風や雨が当たらない場所で作業している
- ② 墜落、転倒、腰痛等の対策**
  - 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用具取付設備(親網等)の設置等)
  - つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
  - 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している
- ③ 陸運事業者との連絡・調整**
  - 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
  - 荷役作業の書面契約をしている
  - 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
  - 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

**交通労働災害防止対策チェックリスト**  
(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

- 荷主、元請事業者等による配慮**
- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行っていない
  - 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
  - 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
  - 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

**労働災害防止のためのポイント**

**安全管理体制の確立等**

- **荷役作業の担当者の指名**  
安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。
- **安全衛生方針の表明等**  
荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

- **荷主等との安全衛生協議組織の設置**  
安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

陸上貨物運送事業者の皆様へ

**荷役作業での労働災害を防止しましょう！**  
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間で減少傾向が見られず、特に、荷役作業での労働災害は、荷主と労務者間で発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうち約8割は貨物自動車運転者の被害者が発生しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車運転者の安全確保を図るための荷役作業における労働災害防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携、協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

＜陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン＞  
このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の確保、荷の積卸、荷役場所の確保、設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や指導をしない」「より安全な荷役作業の実施を促すため、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

# 最近の法令改正（石綿による健康障害防止対策）

- 令和8年1月1日以降着工の工事から石綿含有の把握を確実にするため、工作物の石綿事前調査には資格の取得が必要になります。
- 計画的に工作物石綿事前調査者講習の受講をしましょう。

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の石綿事前調査には**資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、**工作物石綿事前調査者講習を受講**して、資格の取得をお願いします。

こんな工事も有資格者による調査の対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご覧ください。

石綿なし / 石綿あり

既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!  
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです\*

**いますぐご確認ください**

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか?

<input type="checkbox"/> 反応槽	<input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <sup>※2</sup>
<input type="checkbox"/> 加熱炉	<input type="checkbox"/> 発電設備 <sup>※1</sup>
<input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器	<input type="checkbox"/> 変電設備
<input type="checkbox"/> 配管設備 <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/> 配電設備
<input type="checkbox"/> 焼却設備	<input type="checkbox"/> 送電設備 <sup>※1</sup>

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか?

<input type="checkbox"/> 煙突 <sup>※5</sup>
<input type="checkbox"/> トンネルの天井板
<input type="checkbox"/> プラットホームの上家
<input type="checkbox"/> 遮音壁
<input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル
<input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
<input type="checkbox"/> 観光用エレベーターの昇降路の囲い <sup>※6</sup>
<input type="checkbox"/> その他の工作物で塗料の剝離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

**工作物石綿事前調査者資格が必要**

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている方も、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

**工作物石綿事前調査者**  
・一般/特定建築物石綿含有建材調査者  
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者  
のいずれかの資格が**必要**

いいえ

**工作物石綿事前調査者資格は不要**

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷暖設備、送風設備等の建築設備を除く。  
※2 船舶を対象とするための設備を除く。  
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。  
※4 ケーブルを含む。  
※5 建築物に設ける送電設備等の建築設備を除く。  
※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、登録講習機関で受講できます!

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。  
<https://www.shiwata.mhl.go.jp/taosen/>

一部の工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー<sup>※</sup> (簡易ボイラー含む) / 工業炉<sup>※</sup> / 貯蔵設備<sup>※</sup> / 送配電用ケーブル<sup>※</sup> / 焼却設備<sup>※</sup> / 変圧器・キュービクル<sup>※</sup> / 反応槽<sup>※</sup> (オートクレーブ含む) / 配管設備<sup>※</sup> (高圧配管・下水管含む)

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査・義務化スタート!!

## 工作物石綿事前調査者

による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、労働局登録講習機関の講習を受講する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索

厚生労働省 / 環境省

事業者や作業従事者だけでなく、一般の方にも知っていただきたい情報を掲載しています。

石綿総合情報ポータルサイト



ご清聴ありがとうございました。

